

かたの民報

議会版

2009年4月19日
NO. 1463

【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835

3年間の介護保険料決まる 所得区分は6段階から9段階に

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成21年度(23年度の介護保険料が、3月市議会で決定されました。

今回の改定において、低所得者の負担軽減を図るために、所得段階区分を6段階から9段階に変更しました。この多段階区分は、日本共産党も求めてきたものでした。

今回の改定により第7段階までの方は、少しだけ保険料が低くなりました。しかし、もともと高い保険料に変わりありません。

介護保険制度が導入されて10年となります。介護保険制度以前は、介護にかかる財源の50%を国が負担してきました。しかし、介護保険制度が始まり、国の負担が25%に削減され、府・市で25%負担し、残り50%を保険料で負担することに変更されまし

た。しかも、国負担25%の中の5%を調整交付金ということで、各自治体への支給率が異なっており、交野市には、これから3年間、0.01%しか支給されません。差額の4.49%分が保険料に上乘せられており、このことも高い保険料につながっています。国は、調整交付金の満額5%を支給すべきであり、それを含め国が30%負担すれば、介護保険料を大幅に減額することができま

す。日本共産党は、介護保険料の引下げを求めて、さらに取り組んでいきます。



介護保険料

第3期 (H18年度～H20年度)		第4期 (H21年度～H23年度)		第3期との比較
所得段階区分	年額(円) (月額(円))	所得段階区分	年額(円) (月額(円))	年額増減額(円) (月額増減額(円))
第1段階 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 (基準額×0.5)	28,176 (2,348)	第1段階 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 (基準額×0.5)	27,756 (2,313)	-420 (-35)
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 (基準額×0.5)	28,176 (2,348)	第2段階 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 (基準額×0.5)	27,756 (2,313)	-420 (-35)
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外 (基準額×0.75)	42,264 (3,522)	第3段階 世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外 (基準額×0.75)	41,628 (3,469)	-636 (-53)
第4段階 世帯のだれかに住民税が課税されているが本人が住民税非課税 (基準額)	56,352 (4,696)	第4段階 世帯のだれかに住民税が課税されているが本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 (基準額×0.9)	49,956 (4,163)	-6,396 (-533)
		第5段階 世帯のだれかに住民税が課税されているが本人が住民税非課税で第4段階を除く (基準額)	55,500 (4,625)	-852 (-71)
第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額200万円未満(基準額×1.25)	70,440 (5,870)	第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 (基準額×1.25)	69,372 (5,781)	-1,068 (-89)
第6段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上 (基準額×1.5)	84,528 (7,044)	第7段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上～400万円未満 (基準額×1.5)	83,244 (6,937)	-1,284 (-107)
第8段階、第9段階は、第3期の第6段階との比較		第8段階 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上～600万円未満 (基準額×1.65)	91,572 (7,631)	7,044 (587)
		第9段階 本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上 (基準額×1.8)	99,900 (8,325)	15,372 (1,281)